

健発0801第3号
平成26年8月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところである。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

平成26年10月1日から実施予定の高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種について、原則、皮下注射により接種を行うこととしていたところ、皮下注射又は筋肉内注射により行うこととするもの。

2 施行期日

平成26年10月1日